

○ (参考) 法務省政策評価に関する基本計画 新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新 (案)	旧
<p>平成31年 月 日 法務大臣決定</p> <p>法務省政策評価に関する基本計画</p> <p>1 計画期間 本基本計画の計画期間は、平成31年度からの5年間とする。</p> <p>4 政策効果の把握に関する事項 (1) 政策効果の把握に当たっては、<u>証拠に基づいた政策立案 (Evidence-based Policymaking) の観点から</u>可能な限り定量的な把握に努める。定量的な把握が困難な場合にはそれが客観性の確保を行うこととするが、その場合においては、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づいた把握を行うよう留意する。</p>	<p>平成26年4月25日 法務大臣決定 (平成30年4月1日最終改定)</p> <p>法務省政策評価に関する基本計画</p> <p>1 計画期間 本基本計画の計画期間は、平成26年度から同30年度までの5年間とする。</p> <p>4 政策効果の把握に関する事項 (1) 政策効果の把握に当たっては、可能な限り定量的な把握に努める。定量的な把握が困難な場合には、それが客観性の確保を行うこととするが、その場合においても、可能な限り客観的な情報・データや事実に基づいた把握を行うよう留意する。</p>
<p>別紙 大臣官房秘書課 同人事課 同会計課 同国際課</p>	<p>別紙 大臣官房秘書課 同人事課 同会計課 同国際課</p>

同施設課	同施設課
同司法法制部	同司法法制部
民事局（法務局及び地方法務局を含む。）	民事局（法務局及び地方法務局を含む。）
刑事局	刑事局
矯正局（矯正研修所，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘留所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を含む。）	矯正局（矯正研修所，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘留所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を含む。）
保護局（地方更生保護委員会及び保護観察所を含む。）	保護局（地方更生保護委員会及び保護観察所を含む。）
人権擁護局（法務局及び地方法務局を含む。）	人権擁護局（法務局及び地方法務局を含む。）
訟務局（法務局及び地方法務局を含む。）	訟務局（法務局及び地方法務局を含む。）
入国管理局（地方入国管理局及び入国者収容所を含む。）	入国管理局（入国者収容所及び地方出入国在留管理局を含む。）
法務総合研究所	法務総合研究所
公安調査庁（公安調査局，公安調査事務所及び公安調査庁研修所を含む。）	公安調査庁（公安調査局，公安調査事務所及び公安調査庁研修所を含む。）